

都道府県	市区町村名																																			
<中学校>（１） 実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容					<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びオの内容														
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている						ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入生やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月		ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転入へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他							
33	33	33	0	0	0	0	0	0					33	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手県	盛岡市	○									○														○											
岩手県	宮古市	○									○																○									
岩手県	大船渡市	○									○																	○								
岩手県	花巻市	○									○																	○								
岩手県	北上市	○									○																	○								
岩手県	久慈市	○									○																		○							
岩手県	遠野市	○									○																	○								
岩手県	一関市	○									○																		○							
岩手県	陸前高田市	○									○																		○							
岩手県	釜石市	○									○																		○							
岩手県	二戸市	○									○																		○							
岩手県	八幡平市	○									○																	○								
岩手県	奥州市	○									○																		○							

都道府県	市区町村名																																	
<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）														
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容				
33	33	33	0	0	0	0	0	0						33	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	滝沢市	○										○																						
岩手県	零石町	○										○											○											
岩手県	葛巻町	○										○											○											
岩手県	岩手町	○										○											○											
岩手県	紫波町	○										○										○												
岩手県	矢巾町	○										○										○												
岩手県	西和賀町	○										○											○											
岩手県	金ヶ崎町	○										○											○											
岩手県	平泉町	○										○											○											
岩手県	住田町	○										○											○											
岩手県	大槌町	○										○											○											
岩手県	山田町	○										○												○										
岩手県	岩泉町	○										○											○											

都道府県	市町村名																									
<中学校>（１）実施・検討状況について							<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回答している場合は最初の時期）									<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びその他の内容
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ、入学前支給を行っており、現在検討もしていない	エ、そもそも入学用品やその費用を無償化していませんため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和６年度（令和７年度新入学分）以前		イ、令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ、令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ、未定	ア、８月以前	イ、９月	ウ、１０月	エ、１１月	オ、１２月	カ、１月	キ、２月	ク、３月	ケ、４月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務負担量が增加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他		
33	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	2	2	7	21	1	0	0	0	0	0	0
岩手県	田野畑村	○						○											○							
岩手県	苗代村	○						○											○							
岩手県	軽米町	○						○												○						
岩手県	野田村	○						○											○							
岩手県	九戸村	○						○											○							
岩手県	洋野町	○						○							○											
岩手県	一戸町	○						○											○							

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率				
		(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																								
		ア、生活保 護法に基 づく保 護の停 止また は廃 止																								
		イ、市区 町村民 税の非 課税																								
		ウ、市区 町村民 税の減 免																								
		エ、国民 年金保 険料の 免除																								
		オ、国民 健康保 険料の 減免ま たは徴 収の猶 予																								
		カ、児童 扶養手 当の支 給																								
		キ、保護 者の職 業安定 所登録 労働者																								
		ク、PTA 会費、 学納費 等の学 校納付 金の減 免が行 われて いる者																								
		ケ、個人 の事業 税の減 免																								
		コ、固定 資産税 の減免																								
		サ、学校 納付金 の納付 状態の 悪い者 、昼食 、被服 等が悪い 者または 学習用品 等に不自由 している 者等で保 護者の生 活状態が きわめて 悪いと認 められる もの																								
		シ、経済 的理由 による欠 席日数が 多い者																								
		ス、保護 者の職 業が不安 定で、生 活状態が 悪いと認 められる 者																								
		セ、生活 福祉資金 による貸 付け																								
		ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わるも の) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)																								
		タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わるも の) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(384万 円)、1.5倍 (455万 円)等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)																								
		チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額 、又は同 基準額に 一定の係 数を掛 けたもの (係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)																								
		ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額の一定 の係数を 掛けたも の (例：課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5倍 等)係数 (倍率)を (4)に記 入してく ださい。)																								
		テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者																								
		ト、その他																								
		係数(倍 率)																		係数(倍 率)						
		倍																		倍						
		(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容																								
		(5) 補足事項																								
		令和6年度																								
33	33	22	19	16	15	14	25	6	3	12	14	5	3	13	8	17	10	7	0	0	8	32	0	8	0	33
岩手県	盛岡市	○															○					1				0
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				○	1		教育長が特に必要と認めた者			0
岩手県	大船渡市	○	○				○									○					1					0
岩手県	花巻市																○				2					0
岩手県	北上市															○					1					0
岩手県	久慈市	○					○										○				1					0
岩手県	遠野市	○					○										○				1					0
岩手県	一関市	○	○	○		○	○							○		○					1					0
岩手県	雫石高田市		○				○							○			○				1					0
岩手県	釜石市	○					○										○				1					0
岩手県	二戸市	○					○											○			1					0
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○	○	○			○				○		○				1					0
岩手県	奥州市																○				1					0

都道府県		市区町村名		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率						
				(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																				(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)				
				ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がさわる恐れと認められるもの	シ、経済的理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金の貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額が変動するもの) (例：生活保護の1.3倍、1.3倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額が変動するもの) (例：生活保護の1.3倍の額(384万円)、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を乗じたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ、市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を乗じたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由により家族が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)	(4)(1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5)補足事項	令和6年度		
33	33	22	19	16	15	14	25	6	3	12	14	5	3	13	8	17	10	7	0	0	8	32	0	8	0	33				
岩手県	滝沢市																	○			1					0				
岩手県	雫石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○					1					0				
岩手県	葛巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1					0				
岩手県	岩手町	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○				○	1			災害その他特別な事情により、児童生徒の就学に支障があると認められる者		0				
岩手県	紫波町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1					0				
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○		○		○	1			校長又は民生児童委員の意見を斟酌し、教育長が特に援助が必要と認めるもの		0				
岩手県	西和賀町																	○		○	1			その他家庭状況等を判断し、教育委員会が特に必要と認めた者		0				
岩手県	金ヶ崎町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1			その他教育委員会が特に就学援助の必要があると認めた者		0				
岩手県	平泉町		○				○									○	○			○	1			その他経済的に困窮しており、就学に支障があると教育委員会 が認める者		0				
岩手県	住田町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					1					0				
岩手県	大槌町																	○			1					0				
岩手県	山田町	○	○	○	○	○	○							○	○	○					1					0				
岩手県	岩泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1			その他町長が就学援助費の支給が特に必要と認められるもの。		0				

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率			
		(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																						令和6年度	

[illegible]

		6. その他
岩手県 盛岡市	盛岡市	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
33	33	1
岩手県 盛岡市	盛岡市	
岩手県 宮古市	宮古市	県では制度を知らないために相談を受けられない児童が少なく、学校を通じて保護者へ定期的に制度の案内を行っています。申請は随時受け付けており、認定要件に該当しない児童についても学校で必要に応じて特別給付として認定し、授業中に食料が不足している児童も食料が受けられるようにしています。また、福祉課が窓口については、市町村や学校給食費を併給しています。
岩手県 大船渡市	大船渡市	
岩手県 花巻市	花巻市	
岩手県 北上市	北上市	
岩手県 久慈市	久慈市	
岩手県 遠野市	遠野市	
岩手県 一関市	一関市	
岩手県 雫石市	雫石市	
岩手県 釜石市	釜石市	
岩手県 二戸市	二戸市	
岩手県 八幡平市	八幡平市	
岩手県 奥州市	奥州市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
33	33	1
岩手県	滝沢市	
岩手県	雫石町	
岩手県	葛巻町	
岩手県	岩手町	
岩手県	紫波町	
岩手県	矢巾町	
岩手県	西和賀町	
岩手県	金ヶ崎町	
岩手県	平泉町	
岩手県	住田町	
岩手県	大槌町	
岩手県	山田町	
岩手県	岩泉町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
33	33	1
岩手県	田野畑村	
岩手県	普代村	
岩手県	軽米町	
岩手県	野田村	
岩手県	九戸村	
岩手県	洋野町	
岩手県	一戸町	